

## 仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

### 1 日時

平成27年11月17日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

荒井美佐子	奥村秀定	高橋春男	高橋由紀
嵩さやか	土佐昭一郎	中山直子	沼倉良郎
畑中良彦	松並重雄	山口浩徳	山田豊美
渡邊純一			

#### (2) 事務局等

工藤首席家裁調査官 大山首席書記官 宮城事務局次長 大友総務課長  
菅沢主任書記官 船山主任書記官 今野総務課課長補佐 二瓶総務課庶務係長

### 4 議事

（以下、■は委員長，●は委員，○は説明者の発言）

#### (1) 委員の紹介

#### (2) 本日のテーマである，家事事件手続法施行後の家事調停の運営について，家庭裁判所から説明

#### (3) 意見交換概要

別紙のとおり

#### (4) 次回テーマ

■：次回テーマにつき，御意見があればいただきたい。

●：（意見なし）

■：次回テーマにつき，希望等があれば，12月25日までに総務課課長補佐までお知らせ願いたい。その後，裁判所で検討した上，次回テーマを決定しお知らせする。

●：異議なし。

#### (5) 次回期日

平成28年6月28日（火）午後1時30分から午後3時30分

(意見交換に先立ち、テレビ会議システムの説明及び実演を行った。)

【意見交換事項】

- ： 家事事件手続法による新たな制度について御意見をいただきたい。
- ： 電話会議やテレビ会議システムでのセキュリティは守られているか。
- ： テレビ会議システムに利用されている回線は、裁判所の専用回線を使用しているもので、セキュリティは守られている。
- ： 機材を介在させた時と実際に対面して話し合う時とでは、どのように違うと思うか。  
システムを使用することで調停の回数は、増えるのか。期日が増すような傾向にあるとすれば、期日間での書面のやり取りなど、どのような工夫を行っているか。
- ： 離婚については、同席だと萎縮して話ができないこともある。その場合には、夫と妻から別々に話を聞くことがあるので、機材を挟むことと挟まないことでの違いは特にないと思うが、直接お越しいただいて、話を聞く方が本音を聞きやすいということはあると思う。  
調停回数の増減について、統計はないが、第1回期日前から申立書を相手方に送付する、相手方から回答書が送付されるということで、争点整理の回数は短縮ができています。代理人が付いた場合には、期日間に書面が提出され、それらを検討しながら進めることもある。
- ： 夫婦関係あるいは、親族関係の場合、別々に話を聞くことがあるという発言があった。一方で、手続説明時には、最初に当事者同席で進めるという考えがあるというが、どのように区別しているのか。
- ： 例えば、離婚を話し合う場合、相手がいる場所では、上手く自分の気持ちを話せないという方やDVの加害者には絶対に顔を合わせたくないという方もいる。そうしたことに配慮しながら、具体的な離婚条件など、別々に話を聞くことが多くある。  
手続の透明性の確保というのが、家事事件手続法の基本的な理念であり、これを実現するための一つの手法として手続説明を当事者同席で進めることをかなり実施していると聞いている。  
調停では、申立人と相手方を同じ期日に呼んで、最初は申立人から話を聞くが、待たされている相手方からすると、先に申立人から話を聞かれて、申立人に有利な解決をされるのではないかという不安を持つということも聞くこともある。呼び出す時間をずらすという工夫もあるが、最初に手続の説明を双方同席である方が、理解を得られやすいということで多くの庁で取組がなされているようである。双方同席での手続説明は、最初は無理だとしても、ある程度、話が煮詰まった段階で、決まったことの確認や次回の検討課題の確認をすると、相手の反応が分かり、手続も可視化されるため、優れていると考える。当庁においても、導入について、慎重に検討している。

- ： 弁護士からすると、離婚等に関する依頼があった場合に、どうしても会いたくないという当事者もいて、手続上絶対に会わないということもいえず、どのように説明をしたらよいのか困る時がある。手続説明とはいえ、相手方と同席せざるを得ないということになると、説明が今までの扱いと異なるため、対応について心配している。
- ： テレビ会議システム、電話会議システムを利用した場合、機材を間に入れることによって違和感があるか。
- ： 電話会議は、表情が見えないので、本当にどう思っているかわからないところがある。それに比べると、テレビ会議は、表情が見えるので、電話会議より臨場感があると思う。
- ： テレビ会議についての感想だが、聴覚に障害を持っている方が電話を利用することに似ているなどと思った。  
申立書の写しを送付する際に、相手方が墨字（ひらがな、カタカナ及び漢字などの筆記文字の呼称）がわからない場合などに、どう配慮しているか。
- ： 申立ての段階で相手方の状況が分かれば、裁判官と相談し、送付資料などについて配慮をすることになる。
- ： 調停委員の割合、構成はどのように決められているのか。また、選考基準はどのようなものか。
- ： 事件動向を踏まえ、様々な分野から選考しており、ある分野の事件が増加したのであれば、それを専門に扱う団体に推薦依頼をするなどして対応している。
- ： 感想だが、児童虐待の場合、親が子どもに愛情を持っていても、子育ては全くできないということがある。愛情と子育ては全く違うという理解が必要だと思う。保育が充実してきているため、必ずしも母親と子どもが一緒になくてははいけないということはなく、そのような感覚も必要だと思う。
- ： 事件の中で子の福祉が重要な課題になった場合には、家裁調査官を活用し、実際の監護者と面接するなど調査を行っている。
- ： 今後、家事調停制度に期待するものについて、御意見をいただきたい。
- ： 家事調停で決められた支払いについて、相手方は約束を守るのか。裁判所が支払状況について確認することはないのか。
- ： 家裁調査官等が履行するように促す履行勧告という制度がある。
- ： 調停で養育費を定める時には、義務者に対し、支払を怠ればその後の将来分についても差押がなされる可能性があること等を説明し、自動送金支払の手続をすすめるなど、様々な説明をして、可能な限り履行が確保されるような工夫をしている。
- ： 家裁で調停を申し込めることが分からずに困っている人を支援する制度はないのか。
- ： 家庭裁判所では、毎日家事手続案内を行っている。その中で、例えば、離婚したいけれども、DVなどで相手方に居所を知られたくないという方に対しては、裁判所で離婚に関する手続ができることを説明している。
- ： 家庭裁判所の役割を知らない人をサポートし、家庭裁判所で家事手続案内が行われていることを分かりやすく説明してくれるような広報の仕方を検討していただき

たい。

- ： 離婚で調停を行った時に、気分が沈んでしまい、そのまま帰宅すると子どもが心配することがある。そのような時に、振り返りの部屋のように、心を落ち着ける場所や少し当事者の話を聞いてくれるようなシステムはあるか。
- ： 調停の場であり、可能な限りできるだけ和やかに進めるように調停委員も工夫をしている。調停終了後、すぐに帰宅するよう促すことはない。また、DV事案であれば、当事者同士が会わないよう配慮している。
- ： 感想だが、今の若い父親や母親はインターネットを使っているのでも、テレビ会議システムについては、相当感触が良いのではないかと思う。  
家庭裁判所の広報についての意見が多々出ていたが、実際に家事事件のパンフレット等は行政機関でもあまり見当たらない。行政機関も相談を受けることがあるが、相談先として、例えば法テラスを紹介するというまでには至っていない。もっと、家庭裁判所が気軽に相談できる場所であればと思う。
- ： 我々の支援対象は高齢者で、悩みを抱えている方が多いので、気軽に相談に来るよう提案していきたいと考えている。
- ： 家庭裁判所の方が、色々と工夫しながら、丁寧に対応していることがわかった。広報については、宮城県や仙台市が設置している福祉サービスへつなげる拠点施設等と連携を図っていただきたい。